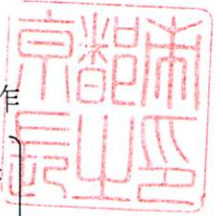


環 環 管 第 1 9 号
平 成 2 7 年 6 月 3 日

学校法人 二本松学院
理事長 新谷 秀一 様

京 都 市 長 門 川 大 作

〔 担当 環境政策局環境企画部環境管理課
TEL: 075-222-3951 〕



「学校法人二本松学院京都美術工芸大学京都東山キャンパス構想」
に係る配慮書案に対する意見について

平成27年3月16日付けで提出されました標記配慮書案について、京都市環境影響評価等に関する条例第13条第1項の規定に基づき、別添のとおり環境配慮の観点からの意見を述べますので、本意見を勘案して、配慮書を作成してください。

(別 添)

「学校法人二本松学院京都美術工芸大学京都東山キャンパス構想」に係る
配慮書案に対する意見

京 都 市 長

1 全般的事項

事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれのある環境要素が、適切に選定されている。

2 廃棄物等及び温室効果ガス等

- (1) 供用時の影響について、廃棄物及び温室効果ガス等の排出量が増加することが想定されるため、既存の施設を含め、十分配慮すること。
- (2) 省エネルギー化の観点から、供用時における新施設の諸元を検討すること。

3 景観

- (1) 長大な壁面が計画される場合、通行者に対し圧迫感を与える可能性があることから、圧迫感を軽減するための措置を検討すること。
- (2) 景観については、近景に加えて、遠景も予測・評価すること。